

成年年齢の引き下げに伴う保証人等にかかわる本学の対応について

平成30年に成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、令和4年4月1日から施行されました。

本学では、成年年齢引き下げの趣旨を踏まえ、下記のとおり対応しておりますので、お知らせいたします。学生が、勉学に集中し有意義な学生生活を送り、また社会的に自立していくためには、これまでどおり保証人の皆様のご理解、ご協力が不可欠であると考えています。

本学では引き続き保証人の皆様のご協力をいただきながら、学生の成長を支えてまいります。皆様方のご理解とご協力を改めてお願いいたします。

記

1. 保証人について

保証人は、両親もしくは両親に代わる方で、独立した生計を営み、かつ学生本人の身上に関する一切の責任を負うことができる方としてください。

2. 保証人宛の発送物について

成績一覧表、出席状況について、単位に関するご連絡、学費関係、あかしや会（保証人会）総会案内の他、学生の修学指導等に必要な連絡等について、保証人の方にご通知いたします。

3. 休学、復学、退学、転学科、転学について

手続きの際には、本人署名・押印と併せて、保証人連署・押印が必要となります。

以上

桜の聖母短期大学
学長 西内 みなみ